

第16回土地家屋調査士特別研修

民間紛争解決手続における代理人として必要な法律知識についての考査問題の出題意図

第1問（計40点）

第1問は、相続を原因とする相隣地の境界紛争について、具体的事案における法的問題点の理解を問うとともに、申立人・相手方それぞれの立場においてなすべき法的主張及び具体的事実を問うことにより、民間紛争解決手続代理関係業務において最低限必要とされる法的素養及び法的問題点に対する理解の程度を測ることを出題の意図としている。

小問1（5点）

本問は、本件における権利関係を前提として、Aの立場で、紛争解決のためにどのような申立内容が必要となるか、端的に申立ての趣旨を問う問題である。

小問2（10点）

本問は、長期取得時効の要件として、相続との関連における占有の継続を主張する場合の具体的要件事実を問うことにより、取得時効の成立要件の理解の程度及び代理人としての事案処理能力を測る問題である。

小問3（10点）

本問は、BがAの長期取得時効の主張を争う場合に、具体的事案においてどのような事実を主張すべきか、取得時効にかかる法的問題点の理解の程度及び代理人としての事案処理能力を測る問題である。

小問4（5点）

本問は、端的に短期取得時効の要件について基本的知識を問う問題である。

小問5（10点）

本問は、短期取得時効の成立要件の一つとして、Aの占有開始時の無過失が必要となること、相手方Bの立場から、Aが無過失であるとの評価を妨げる具体的事実を列挙させることにより、規範的要件についての理解の程度及び代理人としての事案処理能力を測る問題である。

第2問（計20点：小問1が8点、小問2が12点）

小問1は、土地家屋調査士法第22条の2第2項の基本的理解を問う問題である。

小問2は、土地家屋調査士法第3条第1項第2号の業務との関係で、土地家屋調査士法第22条の「正当な事由がある場合」の理解の程度を測ることを出題意図としている。

以上